

三月定例議会で公共施設の使用料徴収に関する条例改正が行われ、十月までに利用団体等の活動停滞をまぬかないよう免除規程などを検討の上、実施されることになりました。

これは、議会での意見や村行政改革大綱に基づき、数年来重要課題として検討されてきたもので、このたびの老人福祉センターのオープンに伴う有料化を契機に、行政の公平化、受益者負担の原則に沿つて、維持管理費の一部を利

用者のみなさんが負担頂くという基本的な考え方から、併市町村の実情、本村の利用状況等を考慮するなかで、それぞれの施設毎の構造や、広さなどによって使用料の額が定められました。

実施時期については、施設利用団体等の活動が停滞をまねかれないよう、それぞれの活動状況を考慮するなかで、免除規程の検討期間を置き、十月から実施することにいたしました。

宇野兵衛氏  
固定資産評価審査  
委員に再任  
三月三十一日をもって、任期満了する固定資産評価審査委員の宇野兵衛氏の再任が、三月定例議会で満場一致で同意されました。  
宇野氏は四期目で、木津在住の六十八歳。

## 公共施設使用料徴収の条例を改正する （活動の亭舞をまなかぬよう）

## 機構改革と人事異動

## 商工観光課が新設される 経済課を農政課に

村では、四月一日付をもって機構改革とこれに伴う人材異動を行いました。今回の機構改革は、本年から農業共済事業の広域合併に伴い、これまでの経済課と農政課と改め農業分野専業化制とし一層の農業振興を図るとともに、地場産業の商工業と観光事業の振興、活性化を図るために商工観光課が設置されました。

また、庁舎内運転業務の本化ということで、総務課に車輛係が設置され、これまで建設課で行っていた運転業務が総務課に移されました。

なお、新年度からスタートして

課で行われます。  
一方、機構改革等に伴い、  
四月一日付で行われた異動の  
内容は、係長三名（一名昇格）  
係員十一名の合計十四名となりました。また、新設された  
た商工観光課の課長は当分の  
間、佐藤助役が兼務していくことになりました。  
新機構における係長の異動  
は、次のとおりです。

# △社会教育課 社会教育係長 神田 繁 (農業共済兼商工労働係長)

## 社会教育課 公民館に移転 社会教育課長が 公民館長を兼務

「なんでも相談」  
のご利用を

4月20日(木)  
午前9時～午後4時  
役場村長室  
（毎週火曜日は利田支局）

は「N.T.T.亀田営業所」に変わりました。  
N.T.T.亀田営業所(一六)  
いま、感動と反響の  
栗良平さんを招き  
童話口演  
(札幌市)

特別職の報酬引き上げ  
平均四・四%の改正

<p>は「NTT亀田営業所」に変 わりました。</p> <p>NTT亀田営業所(6-1-16)</p>
<p>いま、感動と反響の 栗良平さんを招き 童話口演</p>
<p>日時 4月29日午後6時から 場所 二本木公会堂 講師 口演童話作家栗良平氏 (札幌市)</p>
<p>村内各地域の皆さんからも 多數ご聴講願います。</p>
<p>主催 二本木公民館・二本 木青少年育成会</p>

平成元年度予算などを審する二月定例議会は、三月から二十日までの十二日の会期で開催されました。今期定例会には、新年度各会計予算をはじめ、特別の報酬改正に伴う条例の改定、家畜診療所の設置に伴う条例の制定、ふるさと基金、体育施設整備基金条例の制定、公施設の使用料徴収に伴う条例改正、役場の機構改革に伴う条例改正、消費税の導入による水道、下水道の条例改正ならびに役場の土曜閉庁による第二・第四土曜日の週休二日半条例改正等盛りたくさんの議案が活発に審議され、長提出議案四九件が全議案案どおり可決されました。

第一日目は、六名の議員村政について一般質問を行いました。

第二日目は、議案審議が行われ、新年度予算について特別委員会に付託され、ほかの議案については、いざれも可決されました。

第三日目以降は、特別委員会、常任委員会が開かれ、各会委員会審査が行われました。

最終日の二十日には、特

平成元年度の各会計予算は決され、三月定例会は閉会されました。

■ 横越村税条例の一部改正について

税制の抜本的改革の一環として地方税法の一部改正がされたことに伴う村税条例一部改正を行うものです。

■ 横越村家畜診療所条例の制定について

■ 横越村家畜診療所特別会員条例の制定について

■ 横越村家畜診療所分担金収条例の制定について

■ 横越村家畜診療所運営基準条例の制定について

以上の四件については、四月一日から農業共済事業が渉地域農業共済組合へ合併することに伴い、村の畜産振興のため直営の診療所を設置するための関係条例の制定をしたものであります。

■ 横越村体育施設整備基金条例の制定について

本村の重要な課題の体育施設の整備に備え、計画的な建設と財政の裏付けを図るために向けて基金積み立てを始めたものです。

■横越村ふる里基金条例の制定について  
国が打ち出したふるさと創生の一億円の受け皿として条例を制定するもので、途に付いてはまだ決定してらず今後各界各層の意見聞き検討していく予定です。■横越村課制条例の一部改訂について  
四月一日から農業共済事業が広域合併することにより従来の経済課を農政課に改め農業分野専業体制とし、一地場産業の商工業と観光事業の振興、活性化を図るために観光課を設置するもので、■横越村水道給水条例の一部改正について  
■横越村下水道条例の一部改正について  
四月一日から消費税法の施行に伴い、地方公共団体が特会計を設けて行う水道事業下水道事業についてもその別会計が一つの法人の行う業とみなされて、消費税法規定が適用されることになりました。消費税は、最終的には、その負担を消費者に転する税であり、この基本的格をふまえて現行の水道仕

と制正を止め事業部の方策を別冊に詳しく述べる。この中で、(一般会計の詳細は四・五ページに掲載、特別会計の詳

て関する条例の一部改正について

以上の三件は、土曜閉庁に入り伴う条例の整備で、閉庁につきましては、国として内需拡大、経済成長と効率時間短縮を図ることで消費の拡大に寄与するたるものであります。

国は、一月から第二・第三土曜日を閉庁しており、今は四月から実施する予定となっております。以上のことから郡内の町村同一歩調で土曜閉庁の前段として、第四土曜日を閉庁するため関係条例の整備であります。実施時期及び細部については規則へ委任いたしますが周知期間等も含め内部検査で重ねて慎重に対応したいと考えています。

**平成元年度当初予算**

会計名	予算総額
一般会計	一二億一〇〇〇万円
国保会計	四億七、七四〇〇万円
農業共済	一、八四八万円
家畜診療所	一、〇九一万円
下水道会計	一億一、八〇九万円
老人保健	四億四、九〇〇万円
工業団地	二八億三、三五二万円

NO.201 (2)

# 3月定期議会 平成元年度予算決まる

- 横越村の休日を定める条例の制定について
- 横越村職員の勤務時間に関する条例の一部改正について
- 横越村職員の休日、休暇に

おもな特別職の報酬(月額)		
	( )は改正前	引上率
村長	595,000円 (570,000)	4.4%
助役	470,000円 (450,000)	4.4
取入役	445,000円 (425,000)	4.7
教育長	404,000円 (385,000)	4.9
議長	197,000円 (188,000)	4.8
副議長	155,000円 (148,000)	4.7
委員長	143,000円 (133,000)	7.5
議員	140,000円 (133,000)	5.3
監査委員 (学識)	26,700円 (25,600)	4.3
監査委員	18,200円 (17,400)	4.6
農業委員 (会長)	40,800円 (39,100)	4.4
農業委員 (会長代理)	26,600円 (25,500)	4.3
農業委員	22,900円 (21,900)	4.6
教育委員長	29,400円 (28,200)	4.3
教育委員	22,900円 (21,900)	4.6